

第 43 回北信越国民体育大会
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和 4 年 4 月 2 2 日

第 43 回北信越国民体育大会実行委員会事務局
新型コロナウイルス感染症対策室

第1 はじめに

1 目的

本ガイドラインは、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会）、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、各中央競技団体等が示す大会開催時のガイドライン、各業種別ガイドライン等を参考に、第43回北信越国民体育大会（以下「大会」という。）で実施される競技会における各主体の役割分担を定めるとともに、実施することが望ましい標準的な対策を取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改定を行う。

2 対象

本ガイドラインは、以下の者（以下「参加者」という。）に適用する。

- (1) 第43回北信越国民体育大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に所属する者
- (2) 選手団に所属する者（選手、監督、コーチ（チームスタッフを含む。）等）
- (3) 競技会運営者（大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員等）
- (4) 報道員（それに準じるものを含む。）
- (5) 競技会場内で業務に従事する者（施設管理者、視察員、物販スタッフ等）
- (6) 観客

3 役割分担

- (1) 第43回北信越国民体育大会実行委員会事務局新型コロナウイルス感染症対策室（以下「対策室」という。）
 - ア 本ガイドラインの策定及び関係者への周知を行う。
 - イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。
- (2) 福井県競技団体（以下「競技団体」という。）
 - ア 各競技の中央競技団体が示すガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
 - イ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を施設管理者と検討・実施する。
 - ウ 参加者のうち、競技会場へ来場する者（以下「来場者」という。）の体調確認を行い、その記録を保管する。対策室等から記録を提出するよう求めがあった場合は、速やかに提出できる体制をとる。

(3) 会場地市町村

競技会場となる市町村が管理する施設について、本ガイドラインや当該施設のガイドライン、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討・実施する。

第2 感染予防対策

1 共通予防対策

(1) 以下の事項を感染拡大防止のための基本的対策とする。

- ア 手指衛生の励行
- イ 競技及びウォームアップ時以外、常時マスクの着用
- ウ ソーシャルディスタンスの確保
- エ 「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避
- オ 禁煙の推奨
- カ 毎日の健康と行動の記録の事前提出・必要に応じた事後提出
- キ 体調不良（発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等）の場合、参加自粛、**発熱外来受診および PCR 検査受検の徹底**
- ク 大声での会話・応援の自粛
- ケ 接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨
- コ 健康管理アプリ（GLOBAL SAFETY）の利用推奨**
- サ 大会期間中の不要不急な会食の自粛
- シ 選手、関係者、観客等のゾーニング確保・エリアコントロールの徹底
- ス 諸室・共用物品の消毒の徹底
- セ 新型コロナワクチンの3回目接種の推奨**

(2) 参加者は、以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる。

- ア 体調不良の場合（(1)キに同じ）
- イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
- ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(3) (1)カの個人の健康管理の記録・提出に際しては、体調管理アプリケーション「GLOBAL SAFETY」又は体調管理チェックシート（別紙様式1～3）を使用する。

2 参加者において特に実施すべき事項

(1) 実行委員会に所属する者、選手団に所属する者、競技会運営者及び競技会場内で業務に従事する者

ア 来会14日前からの健康状態を記録するとともに、期間中は毎日検温を実施し、その記録を競技団体の指示に従い提出する。

イ 競技会場入場時には、検温を受ける。

ウ 競技会場内では常時マスクを着用する（選手においては競技及びウォームアップ 時を除く）。

エ 選手団においては、体調管理チェックシート（別紙様式）を提出する場合、代表者がとりまとめのうえ、提出する。

(2) 報道員

ア 来会 14 日前からの健康状態を記録するとともに、期間中は毎日検温を実施し、その記録を競技団体の指示に従い提出する。

イ 競技会場入場時には、検温を受ける。

ウ 競技会場内では常時マスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。競技会場内では競技団体の要請・指示に協力する。

オ 取材人数は可能な限り少なくする。

カ 取材・インタビューは競技者同意のもと、相手との距離（できるだけ 2m、最低でも 1m）を確保するとともに、短時間で実施する。

(3) 観客（入場が認められる競技会）

ア 来会 14 日前からの健康状態を記録するとともに、期間中は毎日検温を実施し、その記録を競技団体の指示に従い提出する。

イ 競技会場入場時には、検温を受ける。

ウ 競技会場内では常時マスクを着用する。

エ 競技会場入場時の検温、係員の質問に回答する等、競技団体の要請・指示に協力する。

オ 競技会場内での行動を記録するよう心掛ける。

カ 大声を出しての歌、楽器の使用、タオル等を振り回す行為、ハイタッチ等は控える。

3 競技会場において特に実施すべき事項【主な実施主体】

(1) 全般【競技団体、施設管理者】

ア 競技会場の出入口、受付、控室等、各所に手指消毒液を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。

イ 会場内での手指消毒やマスク着用の周知・依頼を行い、マスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 選手控室、役員控室等の個室については、可能な限り、窓の開放及び換気扇の利用により、定期的な換気を実施する。

エ 人と人との接触を可能な限り避け、距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保できる対策を講じる。

オ 受付や招集所（待機所）では、大声を出さないように、拡声器等を用いることが望ましい。使用した拡声器等については消毒をする。

カ 不特定多数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

また、消毒には、アルコール消毒液（70%～95%）、もしくは次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液（トイレの消毒については次亜塩素酸ナトリウム0.1%が望ましい）を用いる。

※60%台のエタノールによる消毒液も一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

※上記のほか、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について、厚生労働省のホームページを参照する（参考HP:厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

キ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。また、手拭き用のペーパータオルを用意することが望ましい。

ク 受付やトイレ等、人が並び可能性のある場所では、距離（できるだけ2m、最低1m）をおいて並べるように目印となる足元マークの設置等を行う。

(2) 受付【競技団体】

ア 受付等の担当者はフェイスシールド等を着用するとともに、人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する。

イ 来場者が距離（できるだけ2m、最低1m）をおいて並べるように目印となる足元マークの設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留や密集を回避するため、時間差入場や、選手・役員等の動線区分等の措置を講じる。

エ 来場者の健康管理の記録を確認し、検温を行う。

オ 検温で37.5℃以上の者又は体調管理チェックシートのいずれかの項目の症状がある者については、第3「体調不良者発生時の対応」に基づいて対応する。

カ 収集した健康管理の記録については、提出から1か月以上経過した後、個人情報の取扱いに十分注意しながら、適切な方法で廃棄する。

(3) 控室・更衣室等の諸室【競技団体、施設管理者】

ア 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する、別室を用意する等の措置を講じる。

(4) 観客席【競技団体、施設管理者】

ア 屋内競技では収容定員の50%以内とする。

イ 屋外競技で、収容定員のある競技会場は、収容定員の50%以内とする。

- ウ 収容定員の無い競技会場は、人と人との距離（できるだけ2m、最低でも1m）を確保する。
- エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

4 宿舎・輸送【主な実施主体】

(1) 宿舎【対策室】

- ア 対策室は、宿泊業務受託業者を通じて、委託業務により配宿する宿泊施設に対し、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）等、関係するガイドライン等の遵守を依頼する。
- イ 対策室は、宿泊業務受託業者を通じて、宿泊者に対し、宿舎滞在中に体調不良（第3の1参考）となった場合は宿泊責任者に必ず申し出ることを依頼する。併せて、距離（できるだけ2m、最低1m）の確保、マスクの着用（食事中に会話する際も含む）、手指衛生の励行、宿舎の指示に従うこと等の宿泊施設における基本的感染予防を遵守するよう、依頼する。

(2) 輸送【競技団体】

- ア 競技団体は、輸送業務を委託する場合は、バス事業者その他の交通事業者に対し、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）や「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）等、関係するガイドラインの遵守を依頼する。
- イ 競技団体は、バス等を利用する者に対し、マスクの着用、会話の自粛、手指衛生の励行、他の乗客との距離の確保、必要に応じた換気の実施等、基本的感染予防の遵守を可能な限り依頼する。

5 諸会議・式典【主な実施主体】

(1) 諸会議（競技会運営に係る審判会議、監督会議等）【競技団体】

- ア 諸会議については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の可否やオンラインでの実施等、実施方法について検討する。
- イ 諸会議を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しにより時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 式典（開始式・表彰式等）【競技団体】

- ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による距離の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等感染防止対策を講じる。
- イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による距離の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等感染防止対策を講じる。

第3 体調不良者発生時の対応【主な対応主体】

1 体調不良の定義

体調不良とは、発熱（37.5℃以上）又は体調管理チェックシートの「健康状態」欄のいずれかの項目の症状がある場合をいう。

2 体調不良者への対応【競技団体、対策室】

(1) 会期中

ア 体調不良者への対応

- (ア) 各競技会場には、予め体調不良者に対応するためのスペースや部屋及び担当者を決めておく。来場者が体調不良となった場合に担当者が対応できるよう連絡体制を整える。
- (イ) 体調不良者への対応時は、手袋、マスク、フェイスシールド等を着用する。
- (ロ) 担当者は、(1)イ「医療機関等への電話相談」のとおり、地域で身近な医療機関又は受診・相談センター（以下「医療機関等」という。）に電話相談し、指示を受ける。
- (ハ) 担当者は、体調不良者が発生したことについて、対策室（☎：0776-34-2720）に報告する。以後、対策室からの指示により別紙様式4を提出する。
- (ニ) 対策室は、体調不良者が発生したことについて、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）に報告する。
- (ホ) 宿舎において体調不良者が確認された場合は、体調不良者を客室内に待機させるとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室で待機させる。
- (ヘ) 担当者は、体調不良者の移動手段について、予め検討しておく。

イ 医療機関等への電話相談

- (ア) かかりつけ医等の地域で身近な医療機関がある場合は、そのかかりつけ医等に電話相談し、指示を受ける。また、かかりつけ医等がない場合は、**発熱外来（P10 <参考資料・情報サイト>福井県新型コロナウイルス感染症に関する情報サイト参照）に電話相談し、指示を受ける。**土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合は競技会場を管轄する受診・相談センターに相談し、指示を受ける。

【福井県の受診・相談センター】

Tel：0776-20-0795 Fax：0776-20-0797

※福井県外で開催する競技においては、事前に各県のホームページ等で相談先の電話番号を確認しておくこと。

- (イ) 担当者は、医療機関等へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、対策室へ報告する。

ウ 感染が確認された場合

- (ア) 感染が確認された場合は、当該感染者が来場していた競技会場（単に往来した競技会場を含む）における競技・種目を全て中断し、保健所の指示に従う。
- (イ) 担当者は、保健所から受けた指示について、対策室へ報告する。

(ウ) 対策室は、感染者及び濃厚接触者に関する情報について、日本スポーツ協会に報告する。

(イ) 競技会の開催可否判断の基準（第4の1(1)カ）に基づき、関係機関で検討を行う。

(2) 会期後

ア 来場者に対し会期後に感染が判明した時の連絡先を周知しておく。

イ 来場者のうち、競技会場を離れた日の翌日から14日以内に、感染が確認された者は、競技団体へ報告する。

ウ 感染者の報告を受けた競技団体は、対策室へ報告する。

エ 競技団体から感染者の報告を受けた対策室は、日本スポーツ協会へ報告する。

第4 大会・競技会の開催可否判断及び参加可否判断

1 開催可否判断

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により以下のいずれかの状況となった場合、福井県が中心となり、[公益財団法人日本スポーツ協会「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（令和3年10月26日改訂版）](#)を参考に開催可否について検討する。

- | |
|--|
| ア 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合 |
| イ 競技会開催県独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合 |
| ウ 競技会開催県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合 |
| エ 各県選手団の参集が困難な場合（申込済み参加県のうち1県以上） |
| オ 予選会の開催が困難な場合（各県予選会の2/3程度が実施に影響を生じたとき） |
| カ 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合 |
| キ その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合 |

(2) 競技開始の3週間前に(1)ア～キ（オを除く）の状況となっている場合、開催可否判断の検討を行う。その後競技開始までに同様の状況となった場合は、随時協議を行う。

2 参加可否判断

来場者の参加可否の判断については、厚生労働省「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和3年2月25日一部改正）および公益財団法人日本スポーツ協会「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（令和3年10月26日改訂版）等を踏まえ、別紙のとおりとする。

北信越国民体育大会の参加可否判断について

来場者の参加可否の判断について下記の1及び2を定める。その他、定めのないケースが発生した場合については、競技委員長と対策室長が協議の上決定する。

1 大会開催前（対象者：実行委員会に所属する者、選手団に所属する者、競技会運営者、報道員及び競技会場内で業務に従事する者）

(1) 感染者への対応

- ① 大会開催日の10日前の時点もしくはそれ以降に、PCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、感染者は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。
- ② さらに、症状が長引き、症状軽快日から3日間（72時間）を経過していない場合は、感染者は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。
- ③ また、症状のない場合は、検体採取日より7日間を経過した時点で、保健所や医師の判断により療養期間が終了し、かつPCR検査により陰性を確認した場合においては参加しても構わない。

(2) 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、患者と接触した最終日の翌日から7日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ておらず、かつPCR検査により陰性を確認した場合においては参加しても構わない。

(3) 体調不良者への対応

大会開催日の14日前の時点もしくはそれ以降に体調不良となった場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該者は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。但し、次のA及びBの両方の条件を満たしており、かつPCR検査により陰性を確認した場合においては参加しても構わない。

A 発症後に少なくとも8日が経過している（8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと）。

B 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも3日が経過している（3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと）。

(4) 感染者等がいる県の大会出場判断

上記(1)から(3)により大会に出場できない者がいることを把握した県は、直ちに対策室に連絡し、他の選手・監督の出場の可否について協議を行う。

2 大会開催期間中

- (1) 体調不良者である選手・監督（チームスタッフを含む）及びその本人が所属するチームについては原則参加することはできない。
- (2) 実行委員会に所属する者、選手団に所属する者（(1)の者を除く）、競技会運営者、報道員及び競技会場内で業務に従事する者の体調不良者個人については参加することはできない。

<参考資料・情報サイト>

- ・公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年11月5日更新版）」
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（令和3年10月26日改訂版）
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/kokutai/pdf/basic-policy_ver.3_20211026.pdf
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「新型コロナウイルス対応関連特集サイト」
<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>
- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年3月17日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113
- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室関連情報サイト
<https://corona.go.jp/news/>
- ・厚生労働省自治体・医療機関向けの情報サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00024.html
- ・福井県新型コロナウイルス感染症に関する情報サイト
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>